

為替自動振込規定

1. 当金庫は、為替自動振込依頼書（以下「依頼書」といいます。）に記載された依頼内容（引落口座・振込先・振込金額・振込日等）に従って、振込日（当日が当金庫休業日の場合は、前営業日か翌営業日の指定が可能）に引落口座から振込金額を引落しのうえ、振込先に電信扱いにより振込みます。
2. 送金の都度、当金庫所定の振込手数料を引落口座から引落します。なお、手数料は、金融情勢その他諸般の状況の変化等により変更されることがあります。この場合、手数料変更日以降の振込については、変更後の手数料を適用するものとします。
3. 本契約に基づく引落口座からの払出しについては、当座勘定規定、普通預金規定または総合口座取引規定にかかわらず、当座小切手または払戻請求書および通帳の提出は不要とします。
4. 振込日において、振込金額および手数料の合計額が、引落口座から払戻すことができる金額に満たない時、引落口座に事故届が提出されている時、および振込先金融機関に受取人口座がない時は、依頼人に通知することなく、その振込を取り止めます。
なお、振込日において引落口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が引落口座から払戻すことができる金額に満たないときは、その何れかを引落すかは当金庫の任意とします。
5. 本契約に基づく振込については、受領書等は発行しません。
6. 本契約は依頼書に記載された取扱終了年月の振込日をもって終了します。
7. 依頼人が本契約を解約する場合、または、変更する場合には、当金庫所定の書面により届出るものとします。なお、本契約は、引落口座が解約になった時に、同時に解約されるものとします。
8. 引落口座の残高不足、受取人口座がない等の理由により、振込ができない状況が当金庫所定の期間継続した場合等には、当金庫は本契約を解約できるものとします。
9. 本契約および本契約に基づく取扱等について、損失・紛議等が生じて、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫は責任を負いません。

10. 振込の組戻し等の取扱については、この規定の定めによるほか、当金庫の振込規定により取扱います。
11. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。また、その変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

附 則 本規定は令和2年3月2日から施行する。